

2015年 海賊対処レポート

2016年3月

ソマリア沖・アデン湾における
海賊対処に関する関係省庁連絡会

はじめに

本レポートは、2010年以降、ソマリア海賊の動向や我が国の取組みとその成果等を取りまとめており、今般、2015年分を取りまとめたところである。ソマリア沖・アデン湾における海賊対処については、下記の関係省庁連絡会において情報共有を行うなど、内閣官房を含めた関係省庁が一体となり、対策を検討・実施しているところであり、引き続き、ソマリア海賊の問題に積極的に取り組んでまいりたい。

【ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会】

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）が主宰し、下記構成員により、ソマリア海賊の動向等に係る情報共有を行っている。

- 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付内閣審議官
- 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
- 内閣官房（総合海洋政策本部事務局）
- 法務省（刑事局）
- 外務省（総合外交政策局）
- 水産庁（資源管理部）
- 国土交通省（海事局）
- 海上保安庁（警備救難部）
- 防衛省（統合幕僚監部）

目 次

1	ソマリアを拠点とする海賊（ソマリア海賊）の現状	1
(1)	ソマリア沖・アデン湾について	1
(2)	ソマリア海賊の現状	2
(3)	日本関係船舶に対するソマリア海賊事案	9
2	ソマリア海賊に対する国際社会及び我が国の取組み	10
(1)	国際社会の取組み	10
(2)	我が国の取組み	11
(3)	国際社会と我が国との連携・協力・交流	22
(4)	取組みの成果	29
3	我が国の海賊対策に関する内外からの評価等	32

コラム

コラム①	ソマリアってどういう国だろう？	8
コラム②	初の多国籍部隊司令官の派遣	13
コラム③	アデン湾における海上保安官の活動	14
コラム④	防衛大臣のジブチ訪問	19
コラム⑤	海賊対処行動に対し感謝！	33

参考資料（別紙 1、2）

1 ソマリアを拠点とする海賊（ソマリア海賊）の現状

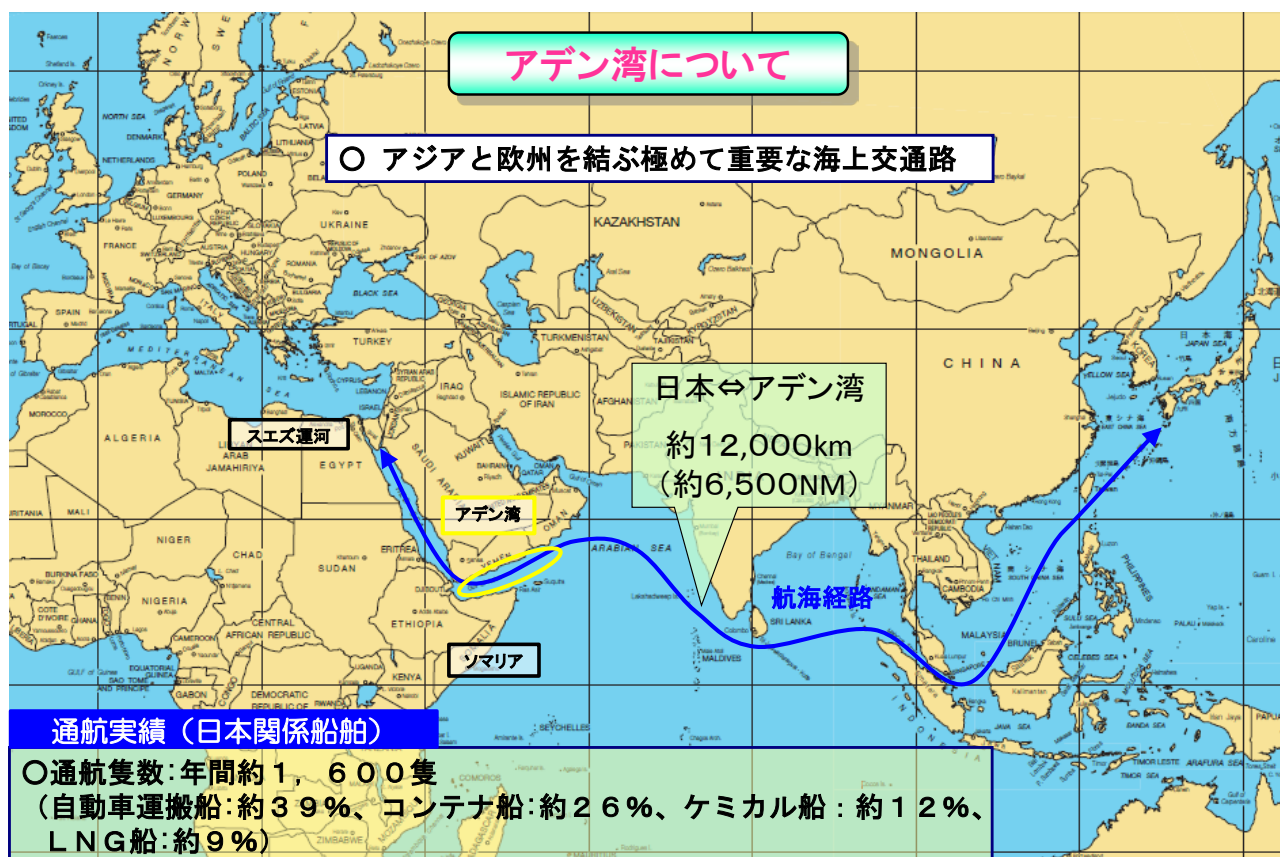
(1) ソマリア沖・アデン湾について

我が国は、国民の経済活動・社会生活の基盤となる各種エネルギー資源や鉱物資源、漁業資源、農産物やその他の資源の多くを海外から輸入しており、貿易量（トン数ベース）の99.6%を海上輸送に依存している。このため、外航船舶の航行の安全確保を図ることは、我が国経済及び国民生活にとって極めて重要である。

なかでも、日本から約12,000km離れたアデン湾は、スエズ運河^{※1}の東側に位置するアジアと欧州を結ぶ海上交通路であり、年間約1,600隻の日本関係船舶^{※2}が通航することから、我が国にとっても極めて重要となっている。具体的には、全世界のコンテナ貨物の約13%、日本からの輸出自動車全体の約16%に当たる約74万台の自動車と同海域を通過して輸送されている。

※1 年間約1万7,000隻の世界の船舶が通航

※2 日本関係船舶：日本籍船及び邦船社が運航する外国籍船



(2) ソマリア海賊の現状

ア ソマリア海賊の活動は依然として予断を許さない状況であり、引き続き国際社会の取組みが必要

2015年の国際商業会議所（ICC：International Chamber of Commerce）国際海事局（IMB：International Maritime Bureau）の年次報告書によれば、2015年の全世界の海賊・武装強盗事案（以下「海賊事案」という。）発生件数は246件であった。近年の全世界の海賊事案発生件数は、ピークであった2010年が445件、2011年が439件、2012年が297件であり、全世界の海賊事案の発生件数は減少傾向にある。これはソマリア海賊事案発生件数の減少に大きく依拠しているといえる（図1）。

2008年から急増したソマリア海賊事案発生件数は、2009年が218件、2010年が219件、2011年が237件と増加の一途を辿り、全世界の発生件数の半数以上を占めるに至り、船舶航行の安全に対する脅威として大きな国際的関心を集めた。国際社会の様々な取組みの結果、2012年は75件、2013年は15件、2014年は11件と減少を続け、2015年は0件となった。

この減少の理由は、上記の年次報告書でも指摘されているとおり、アデン湾における自衛隊を含む各国海軍等による海賊対処活動の継続、商船側によるベスト・マネジメント・プラクティス（BMP）^{*1}に基づく自衛措置の実施、商船への武装警備員の乗船等、国際社会による海賊対策の成果の現れであるといえる。とりわけ、各国海軍による海賊対処活動はソマリア海賊に対する抑止力となっている。また、2012年、ソマリアに過去21年間で初めて統一政府が樹立されたことも要因としてあげられる。

とはいえ、現在でもソマリア周辺海域では海賊のものと疑われる不審な船舶が確認されており、船舶航行の安全に対する脅威となっている。なお、2015年12月31日現在、身代金目的で26名が陸上で拘束されたままである。

海賊事案は減少したものの、海賊の背後にある犯罪組織は壊滅されておらず、引き続き海賊行為を行う能力を有している。また、海賊発生の背景とされるソマリア国内の脆弱な経済状況や、代替生計手段の欠如、不安定な治安及び脆弱な統治構造等の問題は解決しておらず、ソマリア自身で海賊を取り締まる能力は未だ不十分である。かかる現状を踏まえれば、依然としてソマリア沖・アデン湾の状況は予断を許さず、国際社会による継続した取組みがなければ、再び大規模な海賊行為が行われるようになるおそれがある。

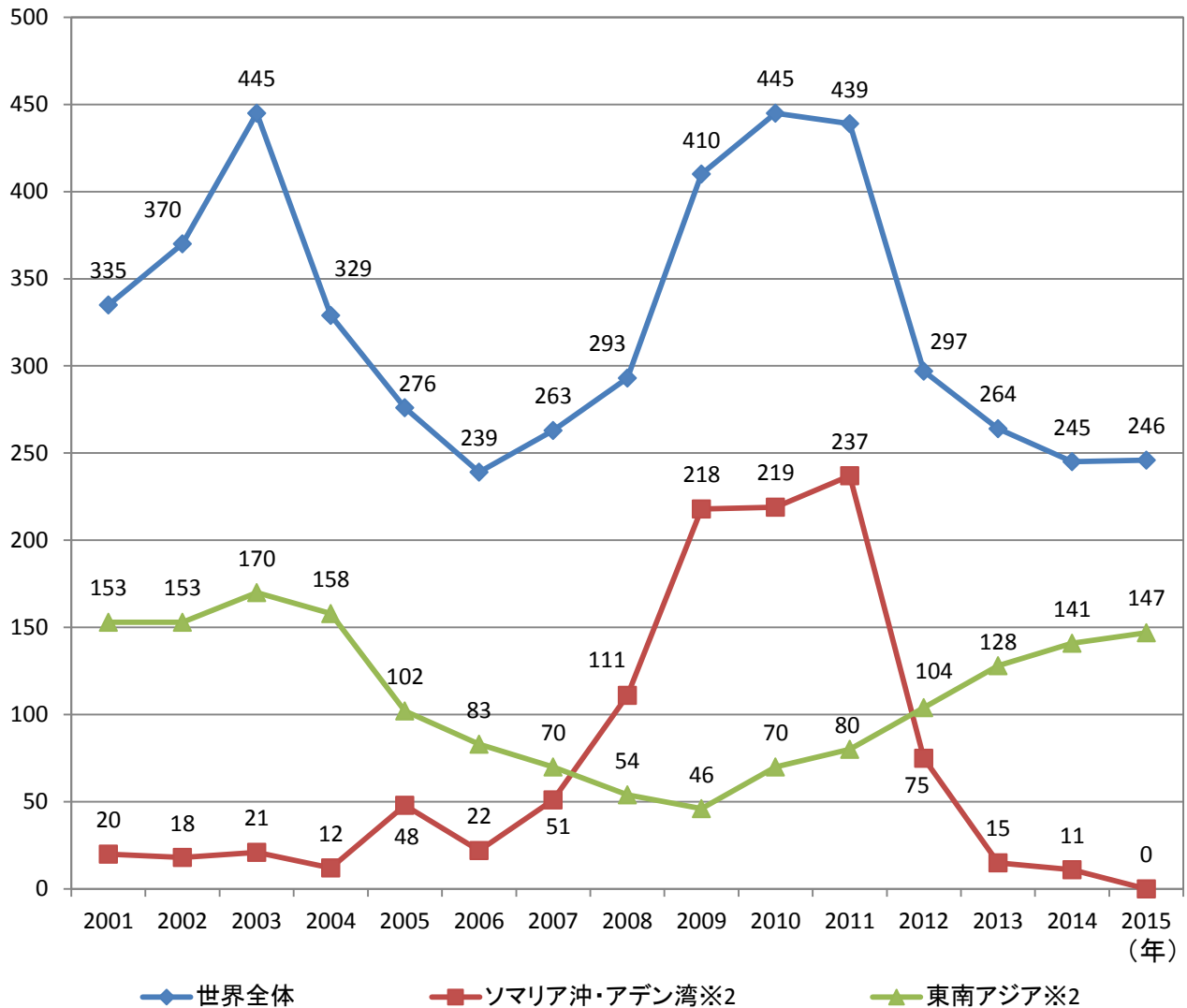


図1 ソマリア沖・アデン湾の海賊等事案発生状況
(IMB 年次報告)

※1 BMP とは、国際海運会議所等、海運に関連の深い各種団体により作成された、ソマリア海賊による被害を防止し又は最小化するための船舶運航者による措置(船舶による海賊行為の回避措置、船内の避難区画(シタデル)の整備等)をまとめたもの。

※2 アジア海域における事案の多くは公海上の海賊ではなく、沿岸国の領海内で発生する海上武装強盗である。アジア海域の海上武装強盗は、所持している武器はナイフが中心であり、船舶の備品や機関部品、乗員の金品等を盗み、乗員に見つかれば逃走するといった事案が多い。この点、重火器で武装し、乗組員を人質にとって身代金を要求するといったソマリア沖・アデン湾の海賊とは事案の性質が大きく異なる。

イ ソマリア海賊事案の発生海域の変化

ソマリア海賊事案が急増した2008年は、海賊事案の大部分がアデン湾に集中していた。海賊対処のために、約30か国がソマリア沖・アデン湾に軍艦・軍用機等を派遣して活動を強化する一方で、海賊事案は、2009年にはソマリア東方海域、特にセーシェル周辺海域で増加するようになり、2010年には、ケニア・タンザニア沖や西インド洋の広大な海域へと拡大していった。2011年から2012年前半にかけては、ペルシャ湾からの石油輸送ルートの近傍となるオマーン沖に集中して発生した。2012年後半以降、海賊事案発生件数は減少し、2013年に西インド洋に拡大していた海賊事案は収束した。2014年まで発生していたソマリア沖・アデン湾での海賊事案は、2015年には0件となったが、依然として海賊の疑いがある船舶は報告されている（図3）。

また、ソマリア沖では、毎年夏と冬の一定の時期に季節風（モンスーン）が吹き、沿岸諸国の海上貿易、交通に大きな影響を与えている。小型船舶を使用する海賊にとってモンスーンの影響は大きいと考えられ、過去の海賊事案発生件数は、モンスーン期に減少している（図2）。

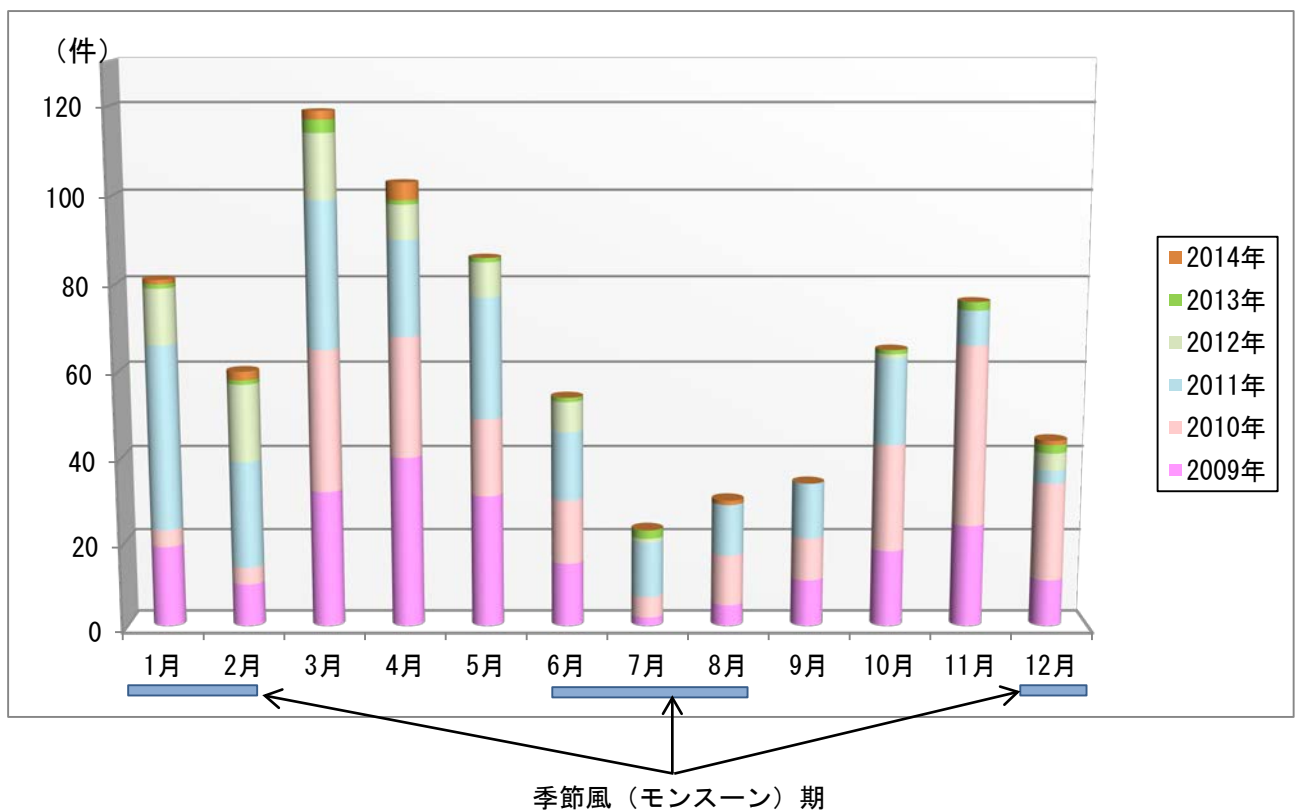


図2 ソマリア海賊事案発生件数の月別推移

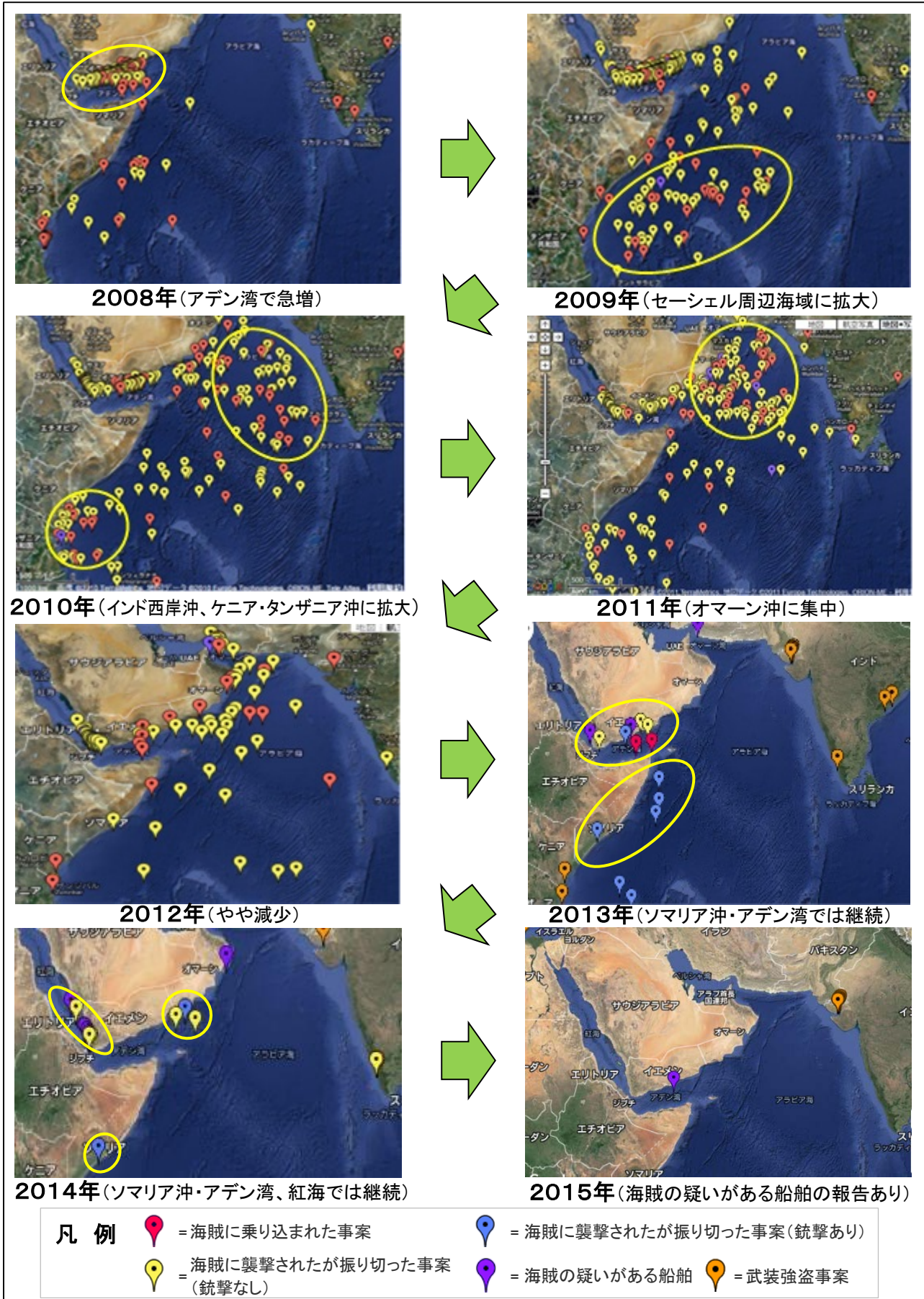


図3 ソマリア海賊事案の発生海域の推移

ウ ソマリア海賊の手口と対処法

世界で発生している海賊事案は、夜間、港の沖合に停泊している船舶に侵入して乗組員の金品や船舶の備品等を奪取するといった強盗のようなものが多い。一方、ソマリア海賊は、ハイジャックを目的に航行中の船舶を自動小銃やロケット・ランチャーで襲撃する事象がほとんどである。その手口は、遠方への航行能力を有する母船に数隻の襲撃用の高速小型ボートを搭載又は曳航して洋上を徘徊し、ターゲットとする船舶に向けて小型ボートで接近して発砲し停船させるか、あるいはターゲットに接近したところで、梯子やロープを引っかけて船へ乗り込み、船舶そのものを支配し、乗組員を人質として身代金を要求するのが一般的である。

また、ハイジャックした商船を海賊母船として使用することで遠洋での活動も可能となり、不意をついて他の商船を襲撃するといった事案も発生している。さらに、海賊が軍艦を攻撃するという事案も発生しているほか、2010年にはアデン湾において、中国海軍の護衛を受けていた商船が襲撃される事案が発生した。

また、海賊とみられる小型ボートが距離を取りつつ商船の周囲を航行する事例も報告されており、武装警備員の有無等をうかがっていたのではないか、という指摘もある。



商船に乗り移ろうとする海賊



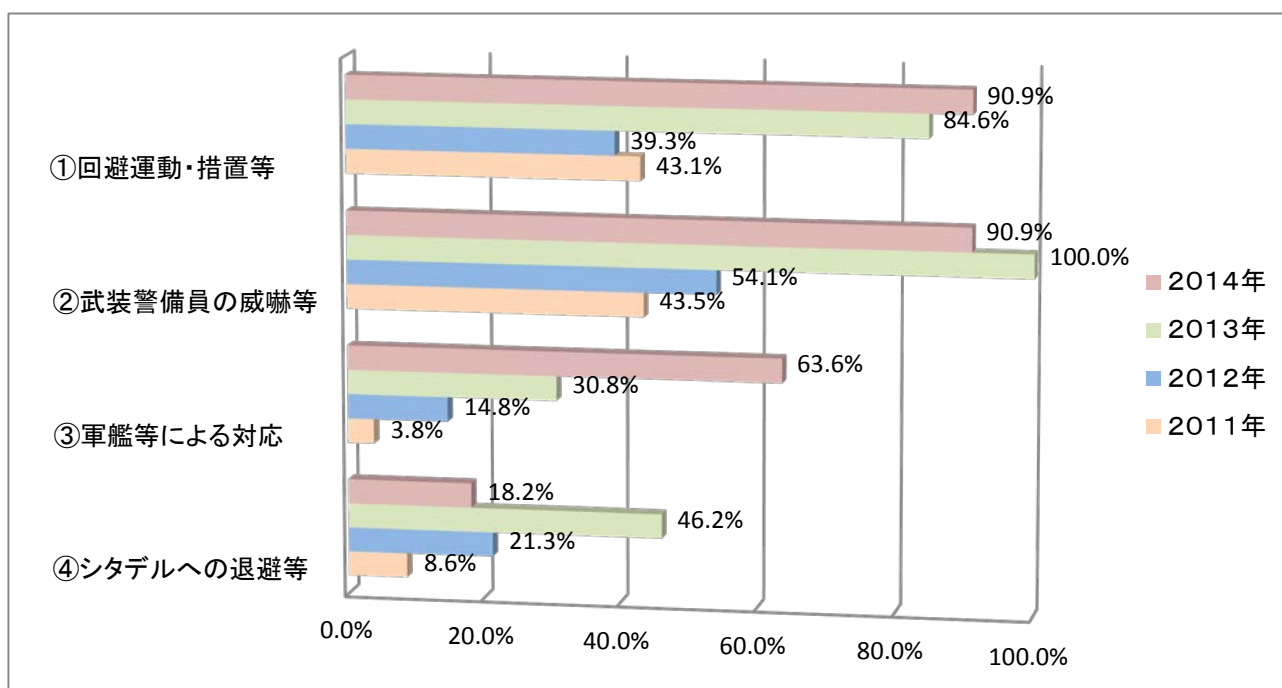
ロケット・ランチャーを構える海賊



人質に向かって銃を構える海賊

海賊の襲撃を受けた商船が、ハイジャックを回避する手段としては、①船舶の増速、ジグザク航行、放水等の回避運動・措置の実施、②乗船中の武装警備員による威嚇・警告射撃・応戦等の実施、③軍艦等への救難要請、④シタデルと呼ばれる船内の緊急用の避難区画への退避等がある。

IMBの年次報告書によれば、2011年にはソマリア海賊事案237件のうち209件、2012年にはソマリア海賊事案75件のうち61件、2013年にはソマリア海賊事案15件のうち13件、2014年にはソマリア海賊事案11件のうちすべてが、ハイジャックを回避している（図4）。



	2011年	2012年	2013年	2014年
ソマリア海賊事案発生件数	237	75	15	11
ハイジャック回避件数	209	61	13	11

① 回避運動・措置等	90 (43.1%)	24 (39.3%)	11 (84.6%)	10 (90.9%)
② 武装警備員の威嚇等	91 (43.5%)	33 (54.1%)	13 (100%)	10 (90.9%)
③ 軍艦等による対応	8 (3.8%)	9 (14.8%)	4 (30.8%)	7 (63.6%)
④ シタデルへの退避等	18 (8.6%)	13 (21.3%)	6 (46.2%)	2 (18.2%)

注 IMBの年次報告書に基づいて、抽出。回避した船舶が複数の措置を実施している場合は、複数回答（）内は、回避した船舶が、その項目の措置を実施した比率

図4 回避船舶のソマリア海賊回避手段の実施状況・実施率

コラム① ソマリアってどういう国だろう？

ソマリアは、1960年に独立しました。1991年、長く政権の座にあったバレ大統領が追放されると、氏族同士による激しい内戦に突入し、全土を実効支配する政府不在の下、北部の「プントランド」、「ソマリランド」がそれぞれ独立宣言や自治を宣言するなど、国内は混乱を極めていました。

2005年、周辺諸国の仲介で暫定連邦政府が樹立され、国際社会の支援の下、和平プロセスが進められた結果、2012年、新暫定憲法に基づき発足した新連邦議会がハッサン新大統領を選出し、21年ぶりに統一政府が樹立されました。

しかし、1991年以降の内戦により国内インフラが著しく破壊され、経済基盤は壊滅的な打撃を受けており、さらには、同国を拠点に活動するイスラム過激派組織「アル・シャバーブ」によるテロ、また干ばつ等による人道危機がたびたび発生しています。

また、貧困問題や行政・治安機関の能力不足などから、ソマリア沖・アデン湾での海賊事案が発生する要因となっており、人口の70%が30歳未満の若年層が占めると言われる中で海賊や反政府武装集団などに生活の糧を求める若者に対し、雇用の機会を創出し、国の健全な成長を促すことが急務となっています。

今後は、基礎的社会サービスの回復、治安維持能力の向上、国内産業の活性化が課題となっています。

○ 我が国によるソマリア支援の例

- ・ 国連ソマリア支援ミッション（UNSOM）経由 ソマリア警察支援



ソマリア警察支援のための車両等機材引渡し式（2015年）

行政・治安機関の能力向上

雇用機会の創出



国の健全な成長

(3) 日本関係船舶に対するソマリア海賊事案

ソマリア海賊による日本関係船舶の近年の被害状況は、別紙1のとおりである。2015年に国土交通省に報告された日本関係船舶に対する海賊等被害件数は16件であるが、主にインドネシアやシンガポールなどの海域で発生した事案であり、ソマリア海賊による被害は含まれていない。

しかしながら、ソマリア沖・アデン湾を通航する日本関係船舶が、海賊船の可能性を否定できない不審な船舶から追跡を受ける事案が引き続き発生している。

○ これまでにソマリア沖・アデン湾で発見された海賊らしき不審な船舶



2 ソマリア海賊に対する国際社会及び我が国の取組み

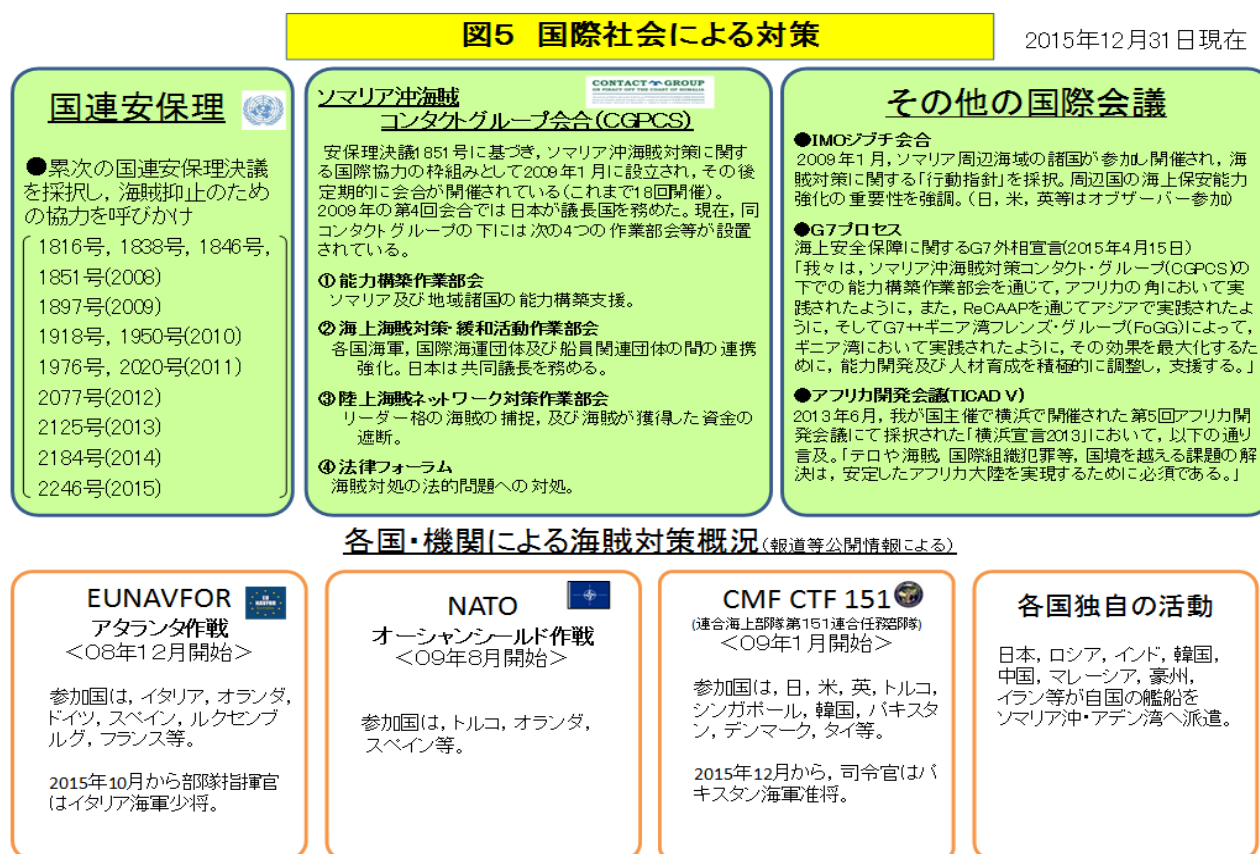
(1) 国際社会の取組み

ソマリアの海賊問題に対処するため、多くの国連安保理決議が採択されており、海賊抑止のための軍艦・軍用機の派遣、ソマリア周辺国での情報共有センター（ISC: Information Sharing Center）の設立支援、ソマリアの能力向上支援等の協力が呼びかけられている。また、2015年に採択された安保理決議第2246号においても、海賊抑止のための軍艦・軍用機の派遣等が改めて呼びかけられている（図5）。

2009年以来、各国、機関、海運業界等による海賊対策や国際協力の調整・情報交換を目的としてソマリア沖海賊対策コンタクトグループ（CGPCS）が設置されている。2015年は7月に、EU 議長の下でニューヨークにおいて CGPCS 会合が開催され、会合や傘下の作業部会での議論を踏まえたコミュニケ^{*}が発出されている（図5）。

また、2015年の海洋安全保障に関する G7 外相宣言においても、海賊その他の海上犯罪行為の防止に貢献することが謳われている（図5）。

※ <http://www.lessonsfrompiracy.net/2015/07/15/final-communique-of-the-18th-cgpcs-plenary-meeting-published/>を参照



(2) 我が国の取組み

ア 海賊対処行動の経緯と概要

2009年3月、内閣総理大臣の承認を得て海上警備行動が発令され、海賊対処のために海上自衛隊の護衛艦2隻(司法警察活動のための海上保安官8名が同乗)をソマリア沖・アデン湾に派遣して、アデン湾を通航する商船等の護衛活動を開始した。また、同年5月、海上自衛隊のP-3C哨戒機2機をソマリア沖・アデン湾に派遣して、同年6月、アデン湾の警戒監視活動を開始した。

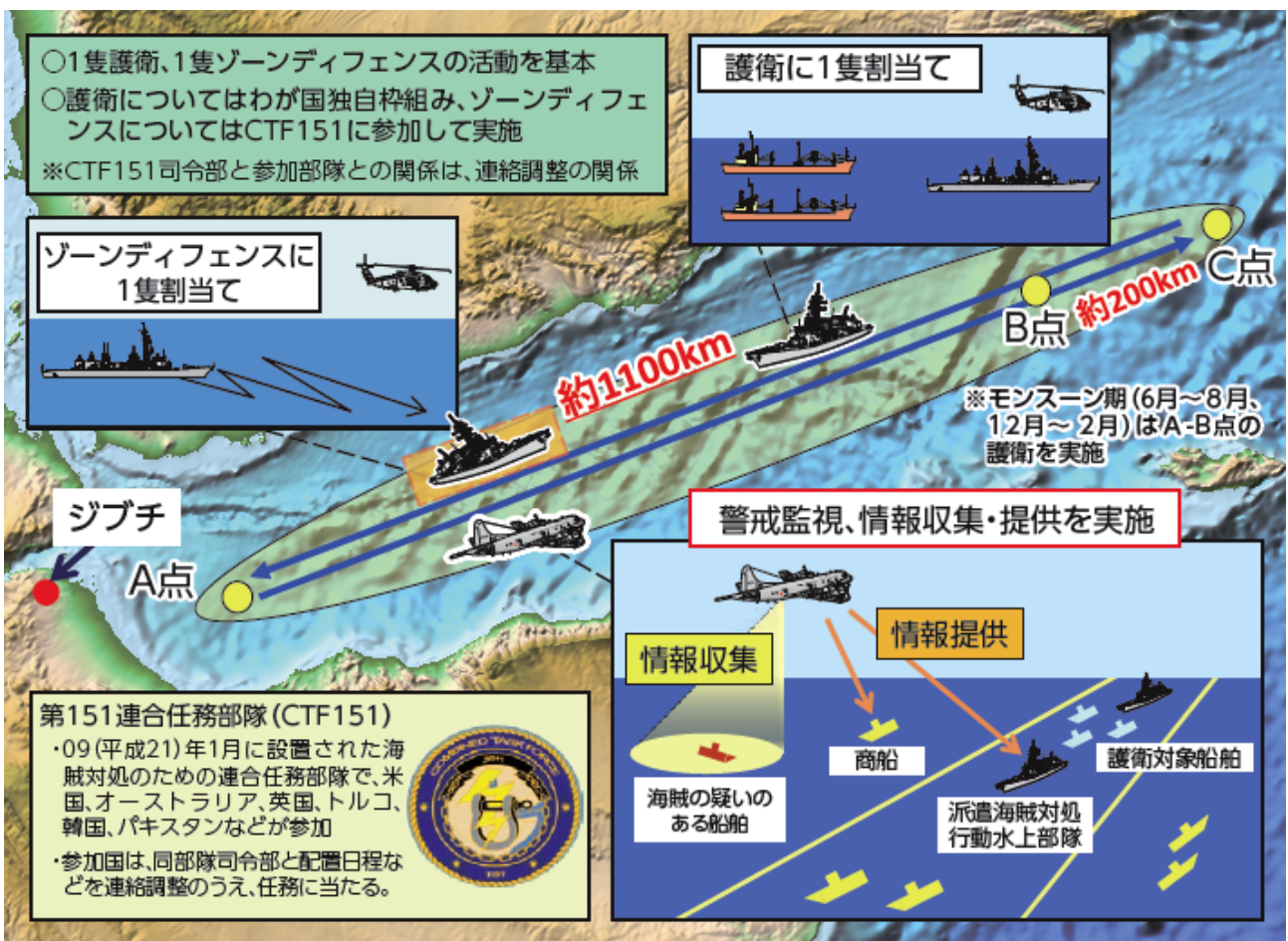
2009年6月に「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」(以下「海賊対処法」という。)が成立し、同年7月から同法に基づく海賊対処行動(図6)として、自衛隊の部隊(海賊行為への対処を護衛艦により行う部隊と航空機により行う部隊。護衛艦には引き続き海上保安官が同乗。後述「コラム③」を参照)が、ソマリア沖・アデン湾において海賊行為に対処するための護衛活動及び警戒監視活動を行っている^{*1}。

このうち、護衛艦2隻により編成される派遣海賊対処行動水上部隊は、専ら護衛艦が船団を直接護衛するエスコート方式^{*2}に加え、2013年12月以降、海賊対処を行う諸外国の部隊と協調してより効果的に船舶を防護するため、第151連合任務部隊(CTF151。後述「コラム②」を参照)に参加してゾーンディフェンス^{*3}を実施している。

P-3C哨戒機2機により編成される派遣海賊対処行動航空隊は、ジブチを拠点として警戒監視や情報収集、民間船舶や海賊対処に従事する他国艦艇への情報提供を行っている。これにより、民間船舶は海賊を回避し、他国艦艇は効率的に警戒監視、立入検査、武器の押収等を行うことが可能となり、海賊行為の未然防止に大きく寄与している。なお、同部隊についても、2014年2月以降、CTF151に参加してアデン湾の警戒監視飛行を実施しているところである。

この他、2014年7月18日には、自衛隊からCTF151司令官・司令部要員を派遣する方針を閣議決定し、同年8月末から初のCTF151司令部要員として海上自衛官を派遣するとともに、2015年5月末から同年8月末までの間には、CTF151司令官及び約10名の司令部要員を自衛隊から派遣した(後述「コラム②」を参照)。自衛官がこのような多国籍部隊の司令官を務めるのは、自衛隊創設以来、初めてのことである。

- ※1 海賊対処行動に基づき派遣された自衛隊の部隊が対処した主な事案の概要は別紙2のとおりである。
- ※2 エスコートする航路については、モンスーンの影響により海賊発生海域が変化するというこれまでの経験を踏まえ、モンスーンの影響が小さく海賊が遠洋に進出する時期には航路を約200km 東方に延長するなど、柔軟な運用を図っている。
- ※3 艦艇が特定の海域の中にとどまって警戒監視を行うことにより、航行する船舶を海賊行為から防護する活動。海域は、ソマリア沖・アデン湾のうち、CTF151 司令部から参加する各国の部隊の艦艇に対して割り振られる。



(平成26年版 防衛白書より引用)

図6 自衛隊の海賊対処行動の概要

コラム② 初の多国籍部隊司令官の派遣

バーレーンに本部を置く連合海上部隊（CMF：Combined Maritime Force）は、2009年1月に海賊対処のための多国籍部隊として、第151連合任務部隊（CTF151：Combined Task Force 151）を設置しました。その勢力は参加国の艦艇、航空機及び人員の派出状況により変化しますが、これまでに米国、オーストラリア、英国、トルコ、韓国、パキスタン等が参加し、ゾーンディフェンス等による海賊対処活動を実施しています。また、CTF151の司令官は、約3か月ごとに参加国の間で持ち回りにより交代しており、2015年5月末から同年8月末までの間、CTF151司令官及び約10名の司令部要員を自衛隊から派遣しました。

なお、CTF151司令部と参加部隊との関係は、指揮関係ではなく、連絡調整の関係であり、参加部隊はそれぞれの国内法的・能力的制約の範囲内において行い得る活動を実施することとなっています。

○ CTF151 司令官として派遣された伊藤海将補のインタビュー

私は、2015年5月末から8月末までの間、自衛隊初の多国籍部隊司令官として、バーレーンにあるCMF司令部で勤務しました。在任中は、海賊対処活動に従事する各国海軍艦艇・航空機との連絡調整にあたる一方、CTF151司令官として海賊対処活動に関係のある国々（オマーン、セーシェル、ケニア、ジブチ、アラブ首長国連邦）を訪問し、政府関係者等と意見交換を実施しました。



フォール・セーシェル副大統領
と伊藤海将補の意見交換

ソマリア沖・アデン湾における海賊事案は2011年をピークに減少しており、海賊対処活動の必要性は低下したような印象を受けます。しかし、ソマリアではかつて海賊行為に関与していた組織が未だ健在であり、機会さえあれば海賊行為に及ぶ能力を維持しています。そのような組織が海賊行為に及ぶのを各国海軍の存在等によって抑え込んでいるというのが実情です。ある国際機関との懇談の中で、服役中の元海賊が「各国海軍の艦艇の存在が海賊行為を思いとどまらせる最大の要因だ」と言っていたことが話題になりました。これは各国海軍の活動が抑止力になっていることを裏付けるものだと考えています。

CMF司令部内でもアデン湾で艦艇と哨戒機をもって海賊対処活動に常に従事している自衛隊への評価は極めて高いものがあります。自衛隊は、こうした海賊対処活動への積極的な取組みを通じて、国際社会の平和と安定により一層貢献していきます。

コラム③ アデン湾における海上保安官の活動

海上保安庁では、海賊対処のために派遣された海上自衛隊の護衛艦に、海上保安官をソマリア周辺海域派遣捜査隊として同乗させており、派遣捜査隊員は、海賊事案が発生した場合の司法警察活動に備えつつ、海上自衛官とともに警戒監視や情報収集活動に従事しています。



自衛官とともに海賊対策の訓練に当たる
ソマリア周辺海域派遣捜査隊

派遣捜査隊は、2009年3月の第1次隊出発以来、第23次隊まで延べ184人を数えるまでに至りました。(2015年12月末時点)

その間、2011年3月5日に発生した日本関係船舶であるオイルタンカー「グアナバラ号」に対する海賊事案に対しては、海賊対処法に基づき海賊4名を逮捕し、適切に司法警察活動を完遂するなど、ソマリア沖・アデン湾における我が国の海賊対処行動として国際的に重要な役割を担っております。

また、派遣捜査隊の任務は、気温35度以上の過酷な気候に加え、約半年間という長期にわたるものであり、その任務を確実に果たすためには海上自衛官との緊密な連携は欠かすことが出来ません。

このため、派遣捜査隊は、海上自衛官と研修や訓練等を幾度となく行うなどして互いの知識を共有・補充するよう心掛けています。

我々派遣捜査隊は、アデン湾を航行する船舶の安全・安心の確保のため、今後とも引き続き海上自衛官とともにその任務の遂行に邁進して参ります。



護衛艦上における業務の引継ぎ
(第20次隊から第21次隊へ。長崎隊長は右端)

【第21次ソマリア周辺海域派遣捜査隊・長崎隊長】

イ 2015年の海賊対処行動の実績

護衛艦による護衛活動

○ 護衛回数：78回

(海賊対処法に基づく護衛開始以来の累計656回。以下同じ。)

○ 護衛隻数：147隻(累計3,640隻)

- <内訳>
- ・日本籍船 2隻(累計17隻)
 - ・邦船社が運航する外国籍船16隻(累計658隻)
 - ・その他の外国籍船129隻(累計2,965隻)



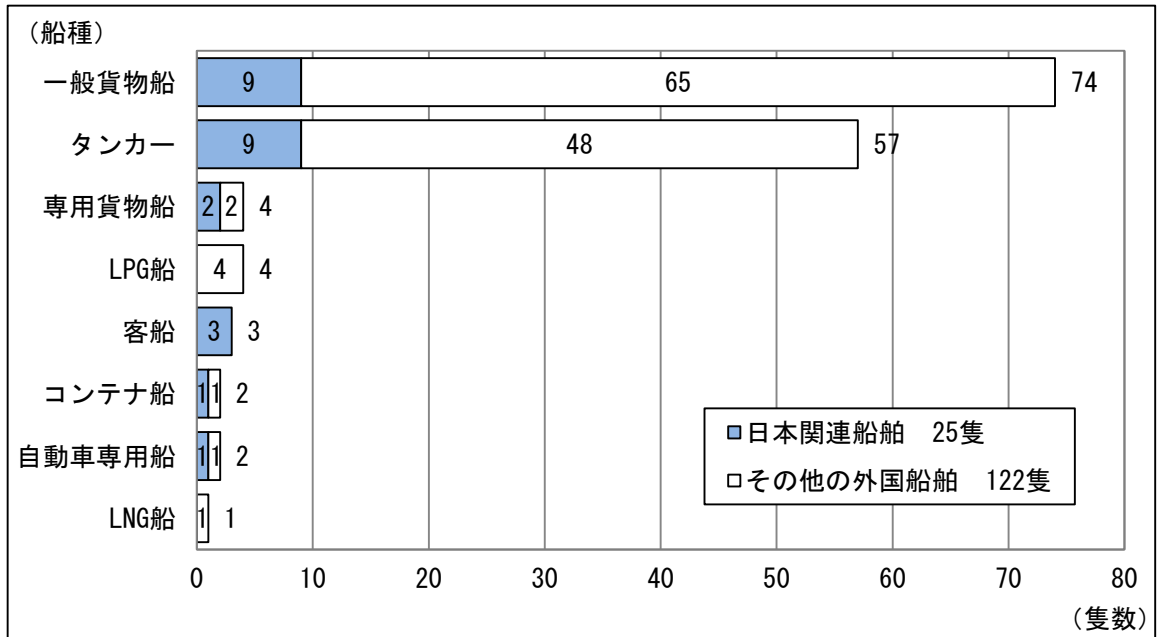
商船を護衛する護衛艦



警戒監視のために護衛艦から発艦するヘリコプター

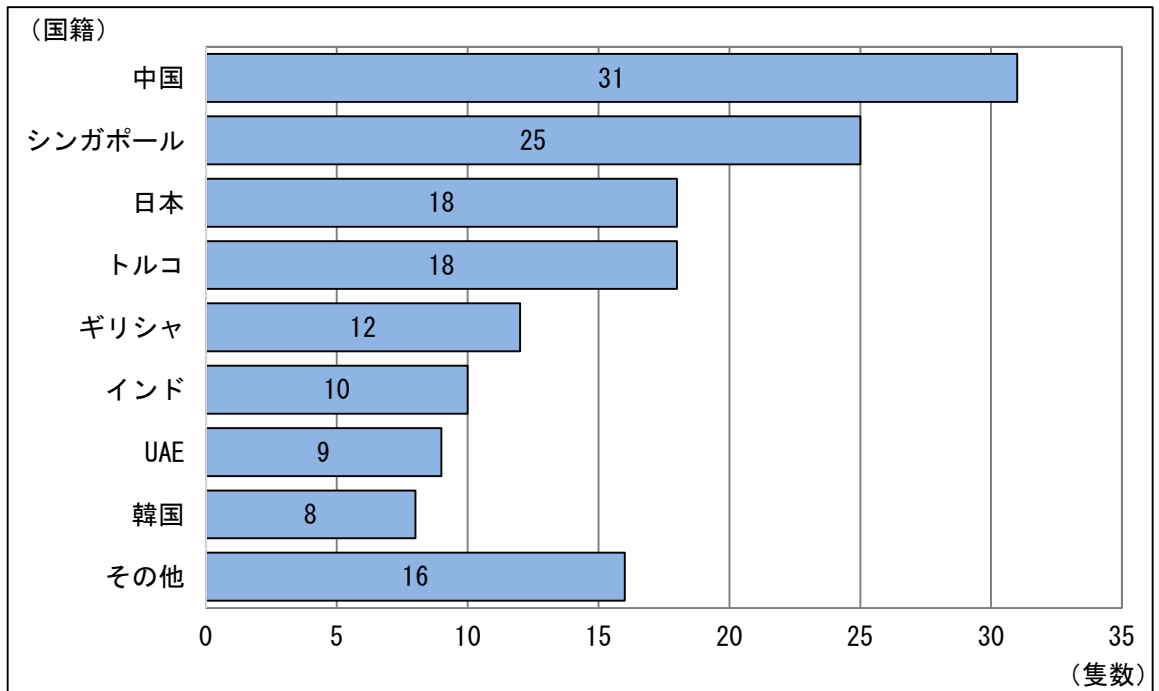
被護衛船舶の概要

○ 船舶の種類ごとの内訳



※ 日本関連船舶：日本関係船舶及び日本企業が船主、船舶管理会社等、日本に関連のある船舶
 船舶の種類別では、一般貨物船とタンカーで全体の約90%を占めており、また、日本関連船舶は全体の約17%を占めている。

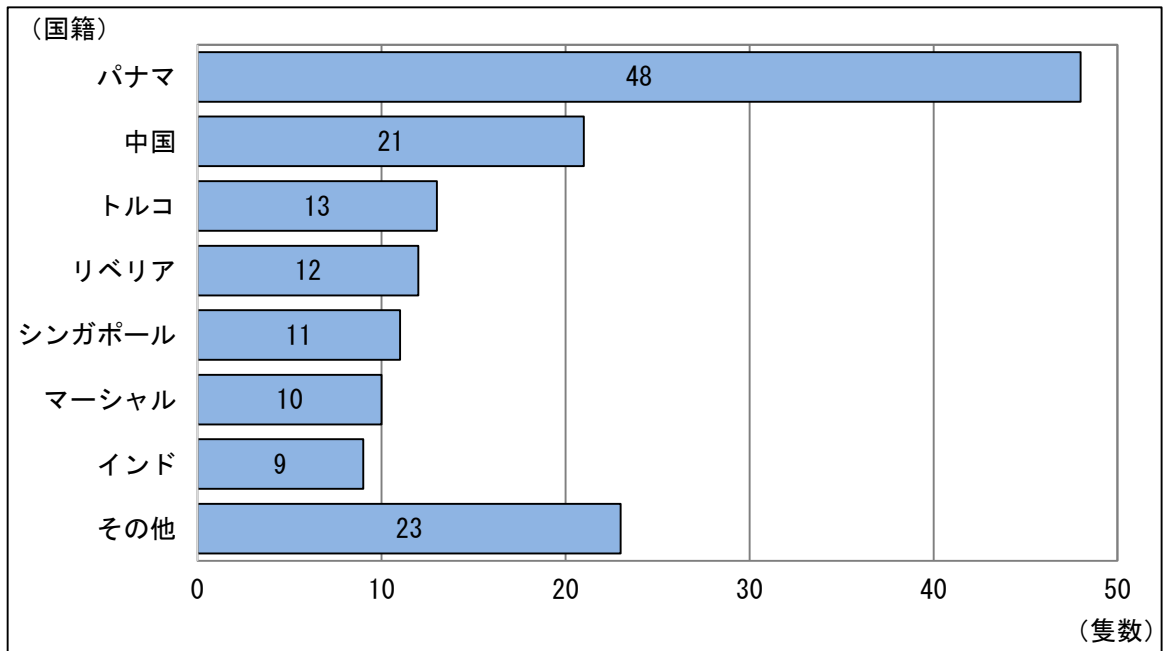
○ 船舶運航会社の国籍の内訳



※ 「中国」の国籍数には「香港」を含む。

船舶運航会社の国籍別では、日本が全体の約12%を占めている。

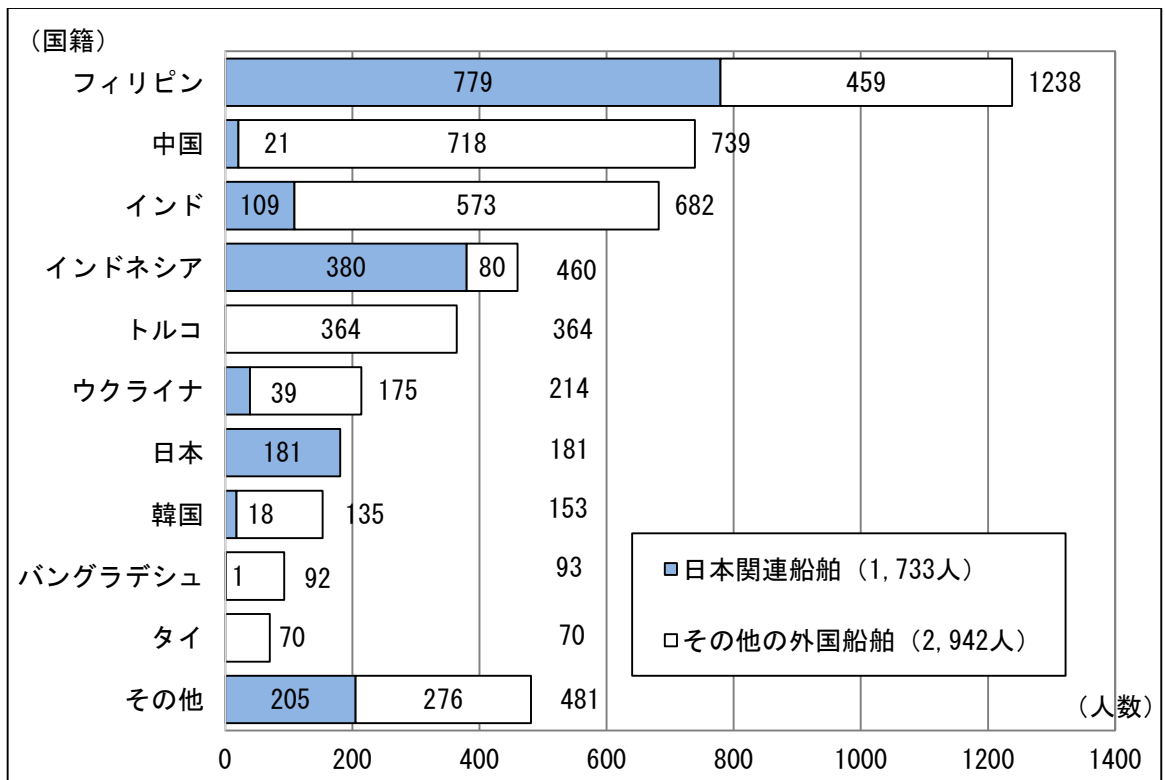
○ 船籍の内訳



※ 「中国」の国籍数には「香港」を含む。

船籍別では、パナマ籍船が全体の約33%を占めている。

○ 乗組員の国籍の内訳



※ 「中国」の国籍数には「香港」を含む。

乗組員の国籍別では、フィリピン人が全体の約26%を占めている。

P-3C 哨戒機による監視活動

- 飛行回数：227回（累計1,475回）
- 飛行時間：約1,720時間（累計約11,360時間）
- 確認した商船数：約20,300隻（累計約122,500隻）
- 護衛艦、諸外国艦艇等及び民間商船への情報提供回数：約1,280回
（累計約11,580回）



護衛艦と連携して警戒監視中の P-3C 哨戒機



警戒監視中の P-3C 哨戒機

コラム④ 防衛大臣のジブチ訪問

○ 派遣海賊対処行動部隊の視察

2015年1月18日、中谷防衛大臣は、航空隊及び支援隊の活動拠点やジブチ港に寄港していた水上部隊の護衛艦「はるさめ」を視察し、各部隊の活動状況や航空隊及び支援隊の活動拠点の運用状況を確認するとともに、厳しい環境の下で任務に従事している隊員を激励しました。



支援隊（2次隊）の視察



水上部隊（20次隊）の
護衛艦「はるさめ」の視察

○ ハッサン国防大臣等との会談

同日、中谷防衛大臣は、ジブチのハッサン国防大臣と会談しました。中谷防衛大臣から、海賊対処行動を実施している自衛隊の活動拠点の運用について、引き続き支援を得たい旨要請し、ハッサン国防大臣から、引き続き自衛隊を支援していきたい旨発言がありました。また、ハッサン国防大臣から、自衛隊の海賊対処行動について大変高い評価が伝えられました。さらに、中谷防衛大臣から、過激派組織の動向等に関する情報提供を要請し、ハッサン国防大臣から、引き続き自衛隊員の安全を確保するために必要な情報を共有していきたい旨発言がありました。

この他、中谷防衛大臣は、ケリー在ジブチ米国大使及びグリスビー在ジブチ米軍司令官（当時）とも会談を行い、大使から、自衛隊の海賊対処行動に大変高い評価が伝えられました。



ハッサン国防大臣との会談



ケリー在ジブチ米国大使及びグリスビー
在ジブチ米軍司令官（当時）との会談

ウ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法

2008年にアデン湾における海賊事案の発生件数が急増し、2010年以降には当該被害がインド洋やアラビア海にまで拡大した。

こうした状況に対し、他の主要海運国においては、当該海域を航行する自国船舶に小銃を所持した民間武装警備員の乗船を認める措置を講じており、我が国においても国民生活に不可欠な物資を輸送する日本船舶について、同様の措置を講じることがその航行の安全を確保する観点から強く求められていた。

このため、国民生活に不可欠な物資であって輸入に依存せざるを得ないものの輸送に従事する日本船舶であって、海賊行為の対象とされるおそれが高いものについて、国土交通大臣の認定を受けた警備計画に基づく場合には、海賊行為による被害を防止するために小銃を用いた警備が実施できる制度を設けるなどの特別の措置を講ずる旨を規定した「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」が第185回臨時国会で可決、成立し、2013年11月30日に施行され、運用が開始された。

●海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法(平成25年法律第75号) 平成25年11月13日成立、平成25年11月30日施行

海賊行為が多発している海域において、国民生活に不可欠な物資であって輸入に依存せざるを得ないものの輸送に従事する日本船舶の航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に従って、船舶所有者の依頼を受けた警備会社により実施される警備について、一定の要件を満たす警備員が小銃を所持した警備を行うことができることとする等の所要の措置を講ずる。

概要

凶悪な海賊行為が多発している海域を航行する原油タンカー等において、小銃(ライフル銃)を所持した民間警備員による警備の実施を認めるため、銃刀法の特例等を規定する。

- ① 対象海域：海賊多発海域に限定。
対象船舶：海賊行為による被害を受けやすいハイリスクの日本船舶に限定。
- ② 警備を実施しようとする船舶所有者に対し、船舶ごとに、使用する警備会社・警備の実施方法等について記載した警備計画を作成し、国土交通大臣の認定を得ることを義務付ける。
- ③ 警備会社(→役員の犯歴や訓練体制等)、及び警備員(→犯歴・技能・知識)について、一定の要件に該当する旨の国土交通大臣の審査・確認を受けたものに限る。
- ④ 認定を受けた計画に従う場合、小銃(ライフル銃)を所持した警備を行うことができる。

海賊多発海域において国民生活に不可欠な物資を輸送する日本船舶の安全を確保

海賊多発海域(法第2条第2号・令第1条)

図の青線及び陸岸により囲まれた海域のうち、公海である海域



<参照条文>

○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）（抄）（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 海賊多発海域 海賊行為が多発している海域のうち、海賊行為による日本船舶の被害の防止を図ることが特に必要なものとして政令で定める海域をいう。

○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（抄）（海賊多発海域）

第一条 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める海域は、北緯八度五十二分東経七十八度八分の点と北緯六度五十六分東経七十九度五十四分の点を結んだ線、北緯七度二分東経八十一度五十分の点、南緯十度東経八十一度五十分の点及び南緯十度東経三十九度四十八分の点を順次結んだ線、北緯二十五度五十九分東経五十六度二十四分の点と北緯二十五度五十分東経五十七度十九分の点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）に限る。）とする。

エ 遠洋漁船に係る海賊情報に関する漁業協同組合等との連携

我が国の遠洋漁船が海賊被害を受けたなどの場合、当該漁船の船主や、所属する漁業協同組合等（以下「漁協等」という。）が当該情報に最初に接することも想定される。また、当該漁協等が所属船舶等に対し、注意喚起等の関連情報を提供することが有効である。

水産庁においては、漁協等と連携しつつ、上記のような情報の把握に努めるとともに、漁協等に対し必要な注意喚起・情報提供等を行っている。

(3) 国際社会と我が国との連携・協力・交流

ア 各国派遣部隊との連携・協力による海賊対処

我が国が参加する CTF151 では、参加各国の派遣部隊に対しても同様にアデン湾内に担当海域が割り振られており、諸外国の部隊と協調してより効果的に海賊対処行動を実施することが必要不可欠となっている。

また、護衛艦による護衛の対象となる民間船舶は、日本関係船舶にとどまらない。護衛艦が、その他の外国籍船から依頼を受けて、当該外国籍船を護衛することもある。逆に、日本関係船舶が各国派遣部隊に護衛されてアデン湾を通過することもある。

さらに、海賊対処行動において、日本の P-3C 哨戒機による警戒監視で得られた情報については、護衛艦や日本関係船舶のみならず、海賊対処を行う諸外国の部隊やその他の外国籍船にも提供している。逆に、各国派遣部隊で得られた情報が、護衛艦や日本関係船舶に提供されることもある。

このように、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処は、護衛艦と諸外国の部隊とが連携・協力しながら、日本関係船舶とその他の外国船舶とを分け隔てることなく実施している状況にある。

イ 各国派遣部隊との連携向上のための努力

定期的にバーレーンにおいて行われる SHADE (Shared Awareness and Deconfliction) 会議に参加し、各国との連携向上を図っている。当該会議は、ソマリア沖・アデン湾に部隊を派遣して海賊対処を行う連合海上部隊 (CMF) ・EU 海上部隊 (EUNAVFOR) ・NATO 海上部隊や中国・ロシア・インド等がメンバーとなり、各国派遣部隊による海賊対処を効率化させるための運用調整や情報共有を図るほか、商船業界との関係強化等にも取り組んでいる。

また、海賊対処活動において協力する各国部隊間の連携の強化及び情報共有を図るため、アデン湾において、2013年12月に日米韓共同訓練を実施したほか、2014年9月からは、EUNAVFOR、NATO 海上部隊等とも共同訓練を実施するなど、海賊対処に係る国際的な連携・協力を一層強化する取組みも進展している。

○ EUNAVFOR のドイツ艦艇「バイエルン」との海賊対処訓練

2015年3月、アデン湾において、海上自衛隊の護衛艦「はるさめ」がEU海上部隊に参加する艦艇（ドイツ海軍）との共同訓練（ヘリ発着艦訓練、信号訓練、戦術運動等）を実施した。この訓練は、2014年5月に行われた第22回日EU定期首脳会議で一致したことを踏まえ、実施されたもの。



ドイツ艦艇「バイエルン」の
飛行甲板におけるヘリ発着艦訓練

○ CTF151 参加部隊との共同訓練

派遣海賊対処水上部隊は、アデン湾で活動するCTF151参加各国との間で、海賊対処に係る共同訓練を実施している。

・パキスタン艦艇「タリク」との海賊対処訓練

2015年3月、アデン湾において、海上自衛隊の護衛艦「はるさめ」がパキスタンの海賊対処部隊との共同訓練（通信訓練、戦術運動訓練等）を実施した。

・トルコ艦艇「ゲムリック」との海賊対処訓練

2015年12月、アデン湾において、海上自衛隊の護衛艦「すずなみ」がトルコの海賊対処部隊との共同訓練（戦術訓練、物品輸送訓練等）を実施した。

・韓国艦艇「チェ・ヨン」との海賊対処訓練

2015年12月、アデン湾において、海上自衛隊の護衛艦「すずなみ」が韓国の海賊対処部隊との共同訓練（近接運動）を実施した。



パキスタン艦艇「タリク」
との戦術運動訓練



共同訓練終了後、トルコ艦艇
「ゲムリック」を見送る海上自衛隊員

ウ ソマリア沖・アデン湾沿岸国に対する連携協力及び法執行能力向上支援

○ 海上犯罪取締り研修

海上保安庁では、ソマリア沖・アデン湾沿岸国の法執行能力向上支援及び連携協力関係の推進のため、独立行政法人国際協力機構（JICA）の枠組みにより、2015年5月～6月、「海上犯罪取締り研修」に、ソマリア、ジブチ、ケニア、セーシェル等の海上保安機関職員を招へいし、海賊対策に関する講義、捜査資器材取扱い実習や乗船研修等を実施した。



海上犯罪取締り研修
(捜査資器材取扱い実習)

○ ジブチ沿岸警備隊能力拡充プロジェクト

海上保安庁では、JICA の枠組みにより、2015年2月及び10月、「ジブチ沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」の短期専門家として、犯罪捜査分野に長けた海上保安官をジブチに派遣し、同国沿岸警備隊職員に対して初動捜査研修、被疑船舶停船訓練等を実施した。



ジブチ沿岸警備隊能力拡充プロジェクト
(被疑船舶停船訓練)

○ 国際海事機関(IMO) プロジェクトへの海上保安庁職員及び外務省職員派遣

IMO が主導するソマリア海賊対策のプロジェクトに、2010年4月から2015年3月までの間、海上保安庁職員を、2012年11月から2014年10月までの間、外務省職員を、それぞれ派遣した。

エ 海賊情報の提供

海上保安庁では、海賊事案が発生した際、航行警報発出による日本関係船舶等への注意喚起を実施している。

オ 海賊対策における国際協力の推進（図7）

我が国は、ソマリア海賊問題の根本的な解決に向けて、CGPCS 等の国際会議に積極的に参画するとともに、周辺国の海上法執行能力の向上やソマリアの安定に向けた支援といった多層的な取組みを推進している。2009年にIMOが設置した基金に対し約1,460万ドルを拠出し、イエメン、ケニア及びタンザニアにおけるISCの整備・運営を支援するとともに、周辺国の海上保安能力向上のためのジブチ地域訓練センターの建設を支援した。

また、海賊訴追能力向上支援のための国際信託基金（CGPCSのもとに設置され、現在、国連開発計画マルチパートナー信託基金事務所（UNDP-MPTF）が資金管理を行っている。）に対し計450万ドルを拠出しており、これまで同基金によってソマリア及びソマリア周辺国の法曹関係者の研修や法廷整備等が実施されている。

この他にも、海上法執行能力の向上のため、前述の「海上犯罪取締り研修」、「ジブチ沿岸警備隊の能力強化に係る技術拡充プロジェクト」等が実施されている。2014年3月には、ジブチと我が国の間で「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」に関する書簡の交換（資金供与限度額：9億2400万円）が行われた。この協力は、紅海の出口に位置しソマリア沖・アデン湾へと続く海上交通の大動脈となるジブチ沿岸の確保するために、ジブチ沿岸警備隊の能力拡充に必要な機材を供与するものである。

これに基づき、2015年12月、日本が供与した巡視艇2隻の引渡し式が、アブドゥルカデル首相の出席の下で開催された。2隻の巡視艇はそれぞれ、ジブチの海に面した地域の地名をとって、「コール・アンガール」、「ダメルジョグ」と名付けられた。両巡視艇の供与により、今後、ジブチ沿岸警備隊の活動能力は一層強化されることが期待される。



巡視艇2隻の引渡し式（写真：JICA ジブチ支所）

ソマリアの安定に向けては、2007年以降、「基礎サービス改善」、「治安回復分野」、及び「経済活性化分野」の三本柱からなる総額約3億7,137万ドルの支援を実施している。

○ 海賊と疑われる者の引渡し等に関する日・セーシェル覚書への署名

ソマリア沖・アデン湾付近において我が国当局により抑留された海賊行為を行った疑いのある者のセーシェル国内での訴追のため、2014年12月に同国との間で海賊と疑われる者の引渡し等に関する覚書の署名が行われた。この覚書に基づき、我が国はセーシェルとの間でソマリア海賊問題への対応に係る協力を進めていくことになる。

○ セーシェルとの連携協力

海上保安庁では、2014年12月、我が国とセーシェルとの間で「海賊と疑われる者の引渡し等に関する覚書」への署名がなされたことを受け、2015年3月、同庁航空機をセーシェルへ派遣し、海賊等の引渡しを迅速かつ円滑に実施できるよう、同国の体制等を確認するとともに、同国政府高官に対して迅速な対応等の協力を依頼した。



セーシェルへの国際飛行慣熟



ゴビンデン司法長官との意見交換

図7 海賊対策における国際協力の推進

沿岸国の海上保安能力 向上支援

- 国際海事機関(IMO)に約1,460万ドルを拠出。ジブチに訓練センターを設立。イエメン、ケニア、タンザニアの海賊情報センターの整備・運営を支援。
- 海賊訴追能力向上支援のための国際信託基金に450万ドルを拠出。
- イエメン、オマーン、ケニア、ジブチ、タンザニア、セーシェル及びソマリアの海上保安機関職員を対象とした本邦研修プログラムを実施。
- 平成25年度から、ジブチにおいて沿岸警備隊能力拡充プロジェクトを実施中。また、平成27年に同隊に巡視艇2隻を供与。

在ジブチ日本国大使館設置

- 2009年3月、外務省ジブチ連絡事務所を設置。
- 2012年1月、大使館へ格上げ（特命全権大使派遣）。

我が国の対ソマリア支援

〈2007-14年度支援実績：約3億7,137万ドル〉

我が国は、情勢安定化のためにはソマリア自身の能力向上が喫緊の課題であるとの認識を国際社会と共有し、2007年以降、治安の強化及び人道援助・インフラ整備等の分野で支援を実施。今後は2014年4月に策定された国別援助方針に基づき、①基礎サービス改善、②治安回復分野、③経済活性化分野を三本柱として実施している。

- 基礎サービス改善支援：約2億6,713万ドル
食糧援助、保健、水、衛生、教育、基礎インフラ整備、人間の安全保障強化等の人道支援（UNICEF、UNHCR、UN-HABITAT、UNFPA、UNOPS、WFP、ICRC、IFRC、IOM、ILO、SRSG、人間の安全保障基金等経由）
- 治安向上への支援：約8,779万ドル
ソマリア政府警察支援、国境管理強化による治安改善支援、爆発物処理の支援（UNDP、UNMAS、ソマリア治安機関支援信託基金等経由）
- 国内経済活性化の支援：約1,644万ドル
若年層や被災民の職業訓練、雇用創出、生計手段向上、マーケット修復及び企業開発（UNDP、UNIDO、UNOPS、ILO等経由）

カ 海賊対処行動に対するジブチ政府・地元住民の理解と協力

アデン湾において海賊対処行動を実施する自衛隊の部隊はジブチを拠点として活動している。自衛隊の活動に地元住民の理解と協力が欠かせないことは、我が国でもジブチでも同じである。このため、派遣海賊対処行動支援隊は、自衛隊の部隊が海賊対処行動を行うために必要なジブチ関係当局等との連絡調整を実施するとともに、派遣海賊対処行動航空隊と合同でスポーツ交流や日本文化紹介、ボランティア活動等を通じて、ジブチの人々と積極的に交流することに努めている。



ジブチの人々と交流する
派遣海賊対処行動支援隊の隊員

キ 派遣海賊対処行動水上部隊による遭難船への対応

2015年3月22日午後（現地時間同日午前）、アデン湾を警戒監視中の派遣海賊対処行動航空隊のP-3C哨戒機が、漂流しているダウ船（小型の漁船タイプの船舶）を発見した。当該情報を受け、ゾーンディフェンスを実施中の護衛艦「はるさめ」が現場海域に向かい、当該ダウ船の乗船者に対して救助の要否を確認したところ、当該乗船者から救助の要請があった。

「はるさめ」から当該ダウ船に対して聞き取りを実施し、当該ダウ船はイエメンに向かう途中でエンジンが故障し、約3日間漂流していたことを確認した。その後、「はるさめ」は、CTF151を通じてイエメン海軍と当該ダウ船の引渡しについて調整するとともに、当該ダウ船の乗船者に対して飲料水及び食料を提供し、当該ダウ船の曳航を開始した。3月23日午後（現地時間同日午前）、「はるさめ」は、アデン湾中部において、当該ダウ船をイエメン海軍に引き渡した。



ダウ船の乗船者



RHIBによる「はるさめ」への曳航

(4) 取組みの成果

ア アデン湾での海賊事案発生防止に大きく貢献

増加し続けていたソマリア海賊事案は、2012年以降大幅に減少したが、アデン湾での発生件数は、2010年からすでに減少傾向となり、2015年には0件となった（表1）。

これはアデン湾で活動している自衛隊をはじめとする各国海軍等のプレゼンスが海賊行為を抑止したものと考えられている。自衛隊も、我が国海上交通路の重要海域となるアデン湾での船舶航行の安全に大きく寄与している（図8）。

	ソマリア海賊事案 発生件数（件）	うち アデン湾での 海賊事案発生件数（件）
2008年	111	92
2009年	218	117
2010年	219	53
2011年	237	37
2012年	75	13
2013年	15	6
2014年	11	4
2015年	0	0

表1 アデン湾での海賊事案発生件数等

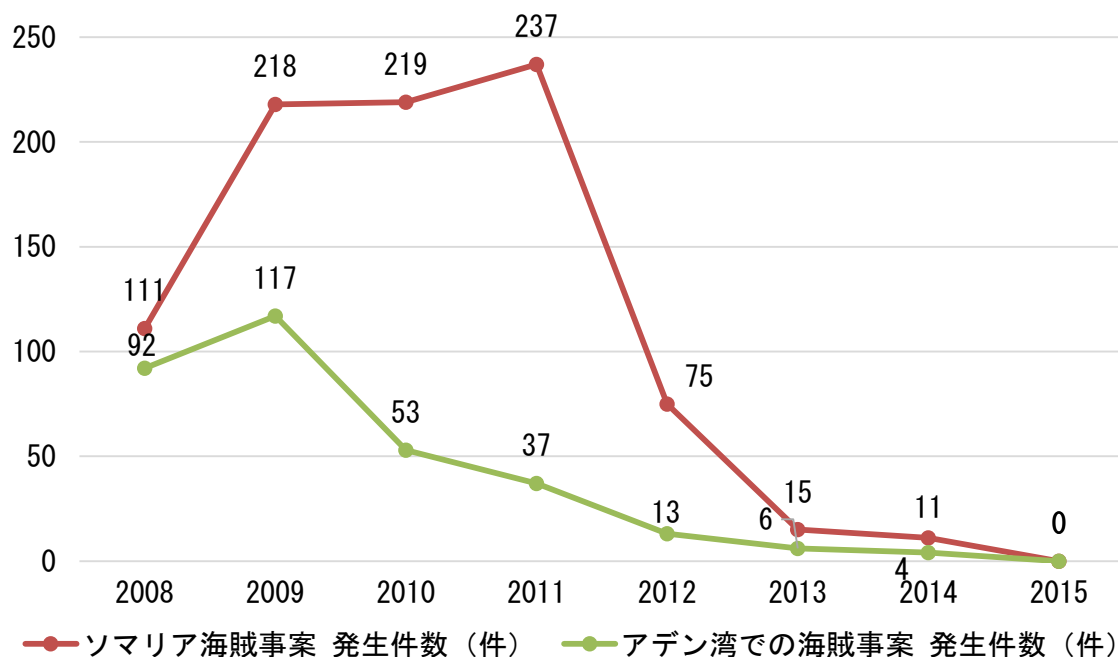


図8 アデン湾での海賊事案発生件数等

イ 自衛隊の護衛は海賊を抑止

自衛隊は、常時、護衛艦を派遣して海賊対処を行っており、これまで延べ約3,640隻の民間商船等を護衛してきた（2015年は147隻の護衛）。

この間、護衛対象船舶に対する海賊襲撃事案は一切発生しておらず、船舶運航者から多大な謝意を得ている（後述「コラム⑦」を参照）。



護衛艦に搭載されているヘリコプターから警戒監視中の隊員

ウ アデン湾における我が国のP-3C哨戒機の活動は不可欠

自衛隊のP-3C哨戒機は、アデン湾の航空機による警戒監視活動の約60%を担っており、これまで商船や近傍海軍艦艇等に対して情報提供（累計約11,580回）を実施し、他国艦艇の立入検査、武器の押収等に大きく寄与している。

これらの活動は、国際社会からも高い評価を受けている。



商船の上空を警戒監視中のP-3C哨戒機

エ 海賊対処法を初めて適用した海賊4名の有罪判決が確定

2011年に発生した日本関係船舶に対する乗り込み事案に関して、我が国は米国海軍が拘束した海賊4名の引渡しを受け、海賊対処法を初めて適用し、上記海賊4名を逮捕勾留した上、同法違反の罪で東京地方裁判所に公判請求した。

本件については、2013年2月1日、海賊A及びBに対しそれぞれ懲役10年の実刑判決、同月25日、海賊Cに対し懲役5年以上9年以下の不定期刑、同年4月12日、海賊Dに対し懲役11年の実刑判決が言い渡されており、いずれも2014年6月までに確定している*。

※ 罪となるべき事実の要旨

被告人ら4名は、共謀の上、私的目的で、2011年3月5日午後10時15分（日本時間）頃、アラビア海の公海上において、自動小銃を発射しながら、乗船していた小型ボートで、航行中のバハマ船籍のオイルタンカーに接近し、同号に乗り移った上、船長室ドアに向けて自動小銃を発射するなど、船長ら同号の乗組員24名を脅迫し、操舵室に押し入って操縦ハンドルを操作するなど、ほしいままにその運航を支配する海賊行為をしようとしたが、同月6日午後5時22分（日本時間）頃、アラビア海の公海上において、同号の救助に駆けつけた米国海軍に制圧されたため、その目的を遂げなかったものである。

（海賊対処法違反 同法第3条第2項、第1項及び第2条第1号並びに刑法第60条）

<参照条文>

○ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「海賊行為」とは、船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶を除く。）に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）又は我が国の領海若しくは内水において行う次の各号のいずれかの行為をいう。

一 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船舶を強取し、又はほしいままにその運航を支配する行為

（海賊行為に関する罪）

第三条 前条第一号から第四号までのいずれかに係る海賊行為をした者は、無期又は五年以上の懲役に処する。

2 前項の罪（前条第四号に係る海賊行為に係るものを除く。）の未遂は、罰する。

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（共同正犯）

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

3 我が国の海賊対策に関する内外からの評価等

我が国における様々な取組みは、各国首脳を含む国際社会から感謝の意が表明されるなど、高く評価されている。また、ソマリア沖・アデン湾で海賊対処に従事する海上自衛隊に対し、護衛を受けた船舶の船長や、船主の方々から、感謝のメッセージが多数寄せられている。

【感謝のメッセージ】

<護衛を受けた船舶の船長から水上部隊への感謝のメッセージ>

海上自衛隊
第21次隊派遣海賊対処行動水上部隊の皆様へ



「飛鳥II」を護衛する護衛艦

冠省

このたびの船団護衛、誠にありがとうございました。

各国海軍の数年来に渡るご努力により、海賊行為が減少しているとは云え、未だ不安の残るアデン湾海域を航行する船舶にとって、日本の海上自衛隊の皆様、海上保安庁の皆様の存在は頼もしく、且つ心強い限りで、アラビア海を単独で航行し、ようやく P-3C や護衛艦と合流できた瞬間は本当に安堵いたします。

今回の通航時でも、航行している船舶から一報を受けると直ちに現場海域へ哨戒機や哨戒ヘリコプターが駆けつけ、航行船舶に情報を与える等、常に海域の隅々まで目を配って活動されていることに感服いたしました。

これらの活動は本船のみならず、海域を航行する全船舶にとっても、日本の自衛隊の存在がどれほど頼もしいものか測り知れません。そして、遠く日本を離れた酷暑の海域において、緊張を強いられながらも、船舶の安全な航行を確保するため、日々黙々と任務を全うされていることに大きな敬意と感動を覚えます。

22日には上空からの監視任務にあたって下さった P-3C、そして海上にて直接護衛をして頂いた護衛艦「むらさめ」の乗員の方々の活動を本船のお客様及び乗組員が直接拝見でき、エール交換をさせて頂いたことは非常に貴重な体験となり、感涙にむせぶお客様も多く見受けられました。

本船の遥か前方で警戒して頂いた護衛艦「いかづち」の乗員の方々、ジブチ基地で勤務されている方々含め、アデン湾の海賊対処の職にあたっていらっしゃる全ての方々に深く感謝申し上げますと共に、皆様が等しく任務をまっとうされ、元気に日本にお戻りになることを願ってやみません。

飛鳥IIは皆様のおかげでアデン湾を無事に通過することができました。

心より、厚く御礼申し上げます。

草々

平成27年4月23日

飛鳥II船長 中村大輔

コラム⑤ 海賊対処行動に対し感謝！

一般社団法人日本船主協会は、100総トン以上の船舶の所有者、賃借人及び運航業者であって、日本国籍を有する者を会員とする全国的な団体であり、会員相互の意見の交換や諸般の動向の調査・研究などを通じ、諸問題の解決に努めております。ソマリア海賊問題については、これまで、ソマリア沖・アデン湾における自衛隊部隊による日本関係船舶の護衛や、同海域を航行する日本籍船において、民間武装警備員による警備を可能とする法律の制定を要望するなど、国内外で各種取り組みを行ってまいりました。

2009年7月に海賊対処法が施行され、同法に基づく海賊対処行動が開始されてから2015年12月末までの間、海上保安官が同乗する護衛艦により合計656回の船団護衛が行われましたが、護衛船舶に対する海賊事案は皆無であり、実際に護衛を受けた船舶の乗組員や船主から、多くの謝辞が述べられています。

当会としても、現地での活動が、我が国商船隊の安全確保に大きく寄与していると考えていることから、現地で活動する関係者の皆様方に感謝の意をお伝えするため、当会と国際船員労務協会が訪問団を結成し、2015年10月18日から10月21日までの間、ジブチに訪問して参りました。

現地では、海賊対処行動中の護衛艦「あきづき」「さわぎり」のほか、在ジブチ日本国大使館、ジブチ海軍及びジブチ沿岸警備隊などを訪問しましたが、ジブチ政府関係者からは日本派遣部隊による海賊対処行動が高く評価されており、当協会としても誇らしい限りでした。

近年、ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数は低い水準で推移していますが、国際社会とも連携した海賊対処行動が大きく寄与しているものと考えております。

海賊対処行動の実施については、関係省庁のご支援の賜物と改めて深謝申し上げますとともに、日本から遠く離れたソマリア沖・アデン湾において、酷暑と緊張の中、日夜活動に当たられている海上自衛官及び海上保安官の方々に対し、改めて謝意・敬意を表したいと存じます。



護衛艦の出港を見送る訪問団

【一般社団法人日本船主協会 会長 工藤 泰三】

国際機関及び諸外国からの評価

国際機関

- IMO から、ソマリア沖・アデン湾において海賊対処行動に従事した我が国派遣部隊が IMO 勇敢賞 *受賞。(2009年11月)
※ IMO 勇敢賞：海洋において危険を顧みず、目覚ましい働きをした個人、団体に対して授与されるもの。
- 国際海運会議所 (ICS) から在英日本大使館宛て、感謝状授与。(2009年7月)

首脳レベル

- アロヨ・フィリピン大統領 (当時)：自衛隊の派遣を通じた我が国の海賊問題への積極的な対応を高く評価。(2009年6月)
- 潘基文・国連事務総長：日本のソマリア沖の海賊対策の支援を評価し感謝。(2009年7月)
- シン・インド首相 (当時)：アデン湾での海賊対処のための各国海軍間の協力は高く歓迎されるべき。(2010年10月)
- ニヤシンベ・トーゴ大統領：ソマリア沖海賊対処における日本の取組みを賞賛する。(2013年6月)
- ゲレ・ジブチ大統領：日本の自衛隊とその他の国の軍の力により、海賊のリスクは激減し、とりわけ今年は激減した。(2013年8月)
- ミッシェル・セーシェル大統領：海賊対策における日本の貢献に感謝している。(2013年6月)

閣僚レベル

- クリントン米国国務長官 (当時) *：日本によるアデン湾への2隻の艦船の派遣に感謝。(2009年2月)
※ 日米安全保障協議委員会 (日米2+2) 共同発表においても、「海賊の防止及び根絶等により海上交通の安全を維持すること」が共通の戦略目標の一つとして確認されている。(2011年6月)
- ビルト・スウェーデン *外相 (当時)：EU として日本の貢献を評価。(2009年9月)
※ 当時の EU 議長国
- ロムロ・フィリピン外相 (当時)：日本の艦船や哨戒機による護衛はありがたい。(2010年1月)

- アブディラフマン・ソマリア外相（当時）：海賊対策やソマリアの治安対策への日本の貢献に謝意。（2014年3月）
- ハッサン・ジブチ国防大臣：引き続き、自衛隊を支援していきたい。（2014年5月 於：小野寺防衛大臣（当時）との会談）
- ハッサン・ジブチ国防大臣：自衛隊の海賊対処行動を高く評価。引き続き、自衛隊を支援していきたい。（2015年1月 於：中谷防衛大臣との会談）

部隊レベル

- ミラー米国第5艦隊司令官兼 CMF 司令官（当時）：自衛隊の水上部隊及び航空隊がCTF151に参加することは、CMFとして大変有意義である。（2013年12月）
- グリスビー在ジブチ米国軍司令官（当時）：ソマリア沖・アデン湾における海賊対処などの情報を共有できることは有益である。（2014年3月）
- ロード在ジブチ・フランス軍司令官（当時）：（小野寺防衛大臣からの「2014年1月、自衛隊と連携して海賊の身柄を拘束したフランス軍の対応を高く評価している」旨の発言に対し）ソマリア沖・アデン湾における海賊問題を根本的に解決するためにはソマリアに対する支援が重要である。（2014年3月）
- ハリーファ・バーレーン国防軍総司令官：CTF151参加する等、日本の国際的な貢献を高く評価しており、バーレーン軍として派遣海賊対処行動部隊に対する支援は惜しまない。（2015年5月）
- ザンベラス・イギリス第1海軍卿：日本の積極的な国際貢献を大いに歓迎するとともに、英国海軍は引き続き必要な支援を実施する。（2015年6月）
- シェール・ジブチ海軍司令官：日本の海賊対処への尽力に感謝する。引き続き、海賊撲滅のために力を貸して頂きたい。（2015年7月）

マルチの会合における我が国を含む各国の海賊対処行動の必要性

- G8 サミット（ドーヴィル・サミット）における G8・アフリカ共同宣言（2011年5月）

我々は海上での協調された対応を通じ、海賊の脅威に対して断固たる対応を継続する決意を強調。
- 第10回アジア欧州会合（ASEM）外相会合の議長声明（2011年6月）

統一的な国際的取組みにより連携のとれた包括的な形で海賊に対処することが不可欠。
- 海上安全保障に関する G7 外相宣言（2015年4月）

我々は、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ(CGPCS)の下での能力構築作業部会を通じて、アフリカの角において実践されたように、また、ReCAAP を通じてアジアで実践されたように、そして G7++ギニア湾フレンズ・グループ(FoGG) によって、ギニア湾において実践されたように、その効果を最大化するために、能力開発及び人材育成を積極的に調整し、支援する。
- 国連安保理決議第2246号（2015年11月）

能力のある各国・地域機構に対し、特に本決議及び国際法に従いつつ、海軍艦艇、軍用機を派遣することなどにより、ソマリア沖の海賊及び海上の武装強盗対策に参加することを改めて要請。（同決議第12パラグラフの概要）

ソマリア海賊による日本関係船舶の海賊被害状況（2007年～2011年）

※ 2012年以降被害なし

2007年日本関係船舶被害

番号	被害日時 (日本時)	被害場所	概要	被害	船籍	総トン数	船種	乗組員	積荷
①	10月28日 1124頃	アデン湾	ハイジャック事案	船用金、乗組員の金品、 通信機器、及びPC	パナマ	6,253トン	ケミカルタンカー	23名(韓国2名、 フィリピン9名、ミャンマー12名)	ケミカル

2008年日本関係船舶被害

番号	被害日時 (日本時)	被害場所	概要	被害	船籍	総トン数	船種	乗組員	積荷
①	4月21日 1010頃	アデン湾	航行中の追跡事案	船体の左舷船尾に被弾 (乗組員にケガなし)	日本	150,053トン	原油タンカー	23名(日本人7名、 フィリピン16名)	なし
②	7月15日 1945頃	アデン湾	航行中の追跡事案	船橋付近に被弾 (乗組員にケガなし)	パナマ	11,590トン	ケミカルタンカー	23名(韓国3名、 ミャンマー20名)	ケミカル
③	8月23日 1750頃	アデン湾	航行中の追跡事案	船橋付近に被弾 (乗組員にケガなし)	パナマ	14,103トン	一般貨物船	20名(全員フィリピン人)	工業用資材・ 機械類等

2009年日本関係船舶被害

番号	被害日時 (日本時)	被害場所	概要	被害	船籍	総トン数	船種	乗組員	積荷
①	3月22日 2210頃	ソマリア沖	航行中の追跡事案	レーダーマスト等に被弾 (乗組員にケガなし)	ケーマン 諸島	13,038トン	自動車運搬船	18名(全員フィリピン人)	自動車



2010年日本関係船舶被害


番号	被害日時 (日本時)	被害場所	概要	被害	船籍	総トン数	船種	乗組員	積荷
①	4月5日 2100頃	アデン湾	航行中の追跡事案	船体後方左舷側及びデ ッキに被弾(船員にケガ なし)	パナマ	98,747トン	コンテナ船	24名(全員フィリピン人)	コンテナ
②	4月25日 1115頃	インド洋	航行中の追跡事案	デッキに被弾 (船員にケガなし)	パナマ	159,929トン	タンカー	27名 (インド人12名、 フィリピン人15名)	原油
③	10月10日 1453頃	ケニア モンバサ沖	ハイジャック事案	2011年2月解放	パナマ	14,162トン	多目的船	20名(全員フィリピン人)	鋼材
④	10月28日 0430頃	インド洋	航行中の追跡事案	船橋付近に被弾 (船員にケガなし)	香港	161,045トン	タンカー	27名(中国人25名、 バングラディシュ 1名、ミャンマー1名)	原油
⑤	11月20日 1210頃	インド洋	航行中の追跡事案	煙突に被弾 (船員にケガなし)	パナマ	105,644トン	コンテナ船	24名(インド人5名、 フィリピン人18 名、バングラディシュ 1名)	コンテナ
⑥	12月13日 2022頃	アデン湾	航行中の追跡事案	船橋窓破損 (乗組員2名軽傷)	パナマ	8,259トン	ケミカルタンカー	21名(韓国2名、 フィリピン人19 名)	ケミカル

2011年日本関係船舶被害

番号	被害日時 (日本時)	被害場所	概要	被害	船籍	総トン数	船種	乗組員	積荷
①	3月5日 2100頃	オマーン沖	乗り込まれ事案	機器類の損傷 (乗組員にケガなし)	バハマ	57,462トン	タンカー	24名(クロアチア人2名、 モンテネグロ人2名、 ルーマニア人2名、 フィリピン16名)	燃料油
②	9月28日 2130頃	紅海	航行中の追跡事案	船体左舷側に被弾 (乗組員にケガなし)	パナマ	16,222トン	ケミカルタンカー	24名(全員バングラディシュ人)	ケミカル

自衛隊の派遣部隊による対処事案の概要（2012年以降）

番号	事案の概要
1	<p>2012年4月21日、警戒監視中のP-3C哨戒機が不審なスキフ（乗員6名、梯子2本、船外機2機、ポリタンク多数、漁具なし）を発見、周辺航行中の船舶に一齐通報するとともに、バーレーンのCMF司令部に通報。CMF司令部における調整の結果、近傍に展開中の韓国艦艇が搭載ヘリを発艦し当該スキフに対応を開始したため、P-3C哨戒機は警戒監視任務に復帰した。</p> 
2	<p>2012年4月28日、警戒監視中のP-3C哨戒機が不審なスキフ（乗員8名、梯子1本、船外機2機、ポリタンク多数、漁具なし）を発見、周辺航行中の船舶に一齐通報するとともに、バーレーンのCMF司令部に通報。P-3C哨戒機は、引き続き当該スキフの監視を実施し、当該スキフがダウ船に接舷し乗員が移動しているのを確認。CMF司令部における調整の結果、近傍に展開中の韓国艦艇が当該スキフに対応する旨の通報を受けたため、P-3C哨戒機は警戒監視任務に復帰した。</p> 

番号	事案の概要
3	<p>2012年6月18日、民間商船が海賊から攻撃を受けているとの情報を受け、警戒監視中のP-3C哨戒機が現場に急行したところ、不審なスキフ（乗員6名、船外機2機、ポリタンク多数、梯子らしきものを搭載）を発見。近傍航行中のロシア艦艇に当該スキフの情報を通報したところ、ロシア艦艇は艦載ヘリを発艦して対応を開始。近傍航行中の米艦艇も、搭載ヘリを発艦して対応を開始したため、P-3C哨戒機は米艦艇とも情報交換を実施し、元の任務に復帰した。</p> 
4	<p>2014年1月18日、アデン湾東部を航行中の民間船舶がダウ船及びスキフに襲撃されているとの情報を受け、護衛活動中の護衛艦「さみだれ」が搭載ヘリを発艦して現場に急行させたところ、不審なダウ船及び曳航されているスキフを発見。当該ヘリは当該ダウ船の動向監視を実施し、CTF151司令部に情報提供を行った後、元の任務に復帰した。</p> <p>引き続き、アデン湾を警戒監視中のP-3C哨戒機が当該ダウ船の動向監視を実施し、CTF151司令部に情報提供を行った。その後、同司令部における調整の結果、現場海域に向け航行中の仏艦艇が搭載ヘリを発艦して対応を開始したため、P-3C哨戒機は当該仏艦艇に対応を引き継ぎ、警戒監視任務に復帰した。</p> <p>なお、当該仏艦艇は当該ダウ船に対して立入検査を実施。海賊らしいソマリア人5人が投降。当該ダウ船（インド船籍と判明）の乗員を解放した。</p> 